

金融商品の時価等の開示に関する適用指針<確定版>

制度調査部
鳥毛 拓馬

市場リスクの定量的情報についても開示へ

【要約】

企業会計基準委員会は、2008年3月10日、改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、会計基準）及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下、適用指針）を公表した。これは、2007年7月20日に公表された公開草案を確定したものである。

会計基準、適用指針では、金融商品の状況及び時価情報の開示を充実させることを目的としている。時価情報の開示の対象範囲は、金融商品会計基準が適用されるすべての金融商品に拡大される。時価評価の対象となる有価証券の範囲も拡大されている。

適用指針では、金融商品の時価情報に加えて、金融商品に対する取組方針、金融商品の内容及びそのリスク、金融商品に係るリスク管理体制、金融商品の時価等に関する事項についての補足説明、の定量的情報についても開示を求めている。

市場リスクの定量的情報の開示も、条件に該当する企業に対しては義務付けている。

適用時期については、2010(平成22)年3月31日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用するものとし、四半期財務諸表に関しては、翌事業年度から適用することを原則とした。ただし、2010(平成22)年3月31日以前に開始する事業年度からの早期適用も認められる。

本レポートは、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針案」(2007年8月10日制度調査部情報、拙著)の確定版である。

1. はじめに

企業会計基準委員会(ASBJ)は、2008年3月10日、改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下、新会計基準)及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下、新適用指針)を公表した。

従来の金融商品会計基準では、金融商品の時価等の開示について、時価のある有価証券、ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引に対象を限定していた。

一方で、国際財務報告基準(IFRS)や米国会計基準では、すべての金融商品について、時価の見積もりが困難な場合を除き、開示を求めている。

金融商品の全面時価開示に関しては、国際会計基準審議会(IASB)とのコンバージェンスにおける短期的

な検討項目となっており、2008年までに開示内容の見直しが求められていた。

これを受け、企業会計基準委員会では、金融商品専門委員会で検討を行い、会計基準及び適用指針(以下、本会計基準等)の公表に至った。

2. 新会計基準の内容

従来の金融商品会計基準では、市場価格のない有価証券については、取得原価または償却原価をもって貸借対照表価額とするとしていた。

新会計基準では時価評価や時価の開示から除外される有価証券の範囲を、市場価格のない有価証券ではなく、「時価を把握することが極めて困難と認められる」有価証券に限定している。

これにより、現在は時価評価および時価の開示の対象から除外されている有価証券(一部の私募債なども、新たに時価評価および時価の開示対象に加わった。

具体的には、日本公認会計士協会(JICPA)が2008年3月25日に公表した「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」の改正を公表し、明らかにしている¹。

3. 適用指針の内容

(1)適用範囲

金融商品会計基準において、時価の開示対象は金融商品のすべてに拡大されたことから、新適用指針では、原則として、金融商品会計基準等が適用されるすべての金融商品を適用範囲としている。具体的には、これまで、時価の開示対象外であった以下のものも対象に含まれることになる。

- ・ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
- ・買掛金、借入金、社債、リース債務等の金銭債務
- ・売掛金、貸付金、未収金、リース債権(リース投資資産のリース料債権部分を含む)等の金銭債権

金融商品会計基準等の適用対象外である保険契約と退職給付債務については本適用指針の対象外となる。

(2)定性的情報の開示

現在は、デリバティブ取引についてのみ、定性的情報の開示を求めているが、本会計基準等は、デリバテ

¹ 詳細については、「～制度調査部情報～時価評価の範囲拡大(確定版)」(制度調査部吉井一洋)を参照されたい。

イブ取引のみならず、すべての金融商品について、「金融商品の状況に関する事項」として定性的情報の開示を求める。

本会計基準等では、以下の 4 項目を開示項目としている。ただし、重要性が乏しいものは開示を省略することができる。なお、連結財務諸表において開示している場合には、個別財務諸表において開示する必要はない。

・金融商品に対する取組方針

- ・金融商品に対する取組方針には、金融資産であれば資金運用方針、金融負債であれば資金調達方針およびその手段(内容)、償還期間の状況などが含まれる。
- ・金融資産と金融負債との間や金融商品と非金融商品との間に重要な関連がある場合には、その概要を記載する。
- ・金融商品の取扱いが主たる業務である場合には、当該業務の概要について記載する。

・金融商品の内容およびそのリスク

金融商品全般

- ・金融商品の内容には、取り扱っている主な金融商品の種類(例えば、有価証券であれば、株式および債券等、デリバティブ取引であれば、先物取引、オプション取引、先渡取引およびスワップ取引等)やその説明が含まれる。
- ・金融商品に係るリスクには、取引相手先の契約不履行に係るリスク(信用リスク)や市場価格の変動に係るリスク(市場リスク)、支払期日に支払いを実行できなくなるリスク(資金調達に係る流動性リスク)が含まれる。
- ・市場リスクについては、為替、金利などの種類ごとに記載する。
- ・金融商品に係る信用リスクが、ある企業集団、業種や地域などに著しく集中している場合には、その概要(貸借対照表計上額および契約額に対する当該信用リスクを有する取引相手先の金額の割合を含む。)を記載する。
- ・金融商品の内容およびそのリスクに関する記載には、現物の金融資産または金融負債にリスクがおよぶ可能性がないことなどにより一体として処理しているその他の複合金融商品(金融商品会計基準第 40 項および第 117 項)であっても通常と大きく異なる条件を有しているものや、デリバティブ取引の対象物の価格変動に対する当該取引の時価の変動率が大きい特殊なものについては、その概要(貸借対照表計上額や商品性(金利、償還期限等)に係る説明など)が含まれることに留意する。
- ・金融商品に係るリスクの記載において、複合金融商品について条件が特殊なものは、その概要を記載することを明記した。

デリバティブ取引

- ・デリバティブ取引については、取引の内容、取引に係るリスクのほか、取引の利用目的(ヘッジ会計を行っている場合には、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針およびヘッジの有効性の評価方法等)についての説明を含む。)を記載する。

・金融商品に係るリスク管理体制

・金融商品に係るリスク管理体制には、リスク管理方針、リスク管理規程および管理部署の状況、リスクの減殺方法または測定手続等が含まれる。

バリュー・アット・リスク²やストレステストなどにより把握された金融商品に係る定量的な市場リスク情報については、米国会計基準においてはその注記を任意としている一方、国際財務報告基準では、リスクの重要性が乏しい場合を除き、これを注記としている。

公開草案では当該定量的な情報の開示を求めてはいなかったものの、国際財務報告基準と同様の開示を行うべきではないかという意見もあったことから、特にコメントを求めている。

確定した新適用指針では、一定の要件を満たした場合には、開示が強制されることとなった。すなわち、ベースス・ポイント・バリュー³やバリュー・アット・リスク等に基づいて、経営者が市場リスクに関する定量的分析を利用したリスク変数の変動に対応したりできるように、リスク管理を行っている場合を想定し、当該分析に基づく定量的情報の注記を求めることとしている。

これに対して、リスク管理上、市場リスクに関する定量的分析を利用していない場合には、国際財務報告基準の定めに基づいて、ベースス・ポイント・バリューに基づく定量的情報の注記を求めることとしている。

開示が強制される企業は、「総資産及び総負債の大部分を占める金融資産及び金融負債の双方が事業目的に照らして重要であり、かつ、主要な市場リスクに係るリスク変数(金利や為替、株価等)の変動に対する当該金融資産及び金融負債の感応度が重要な企業」(新適用指針、第3項(3))とされている。

具体的には、「一般的には、金融商品を利用して又はその価値の増加によって利益獲得を目指すような事業目的を有している銀行や証券会社、ノンバンク等が想定される」(新適用指針第18項)としている。

・金融商品の時価等に関する事項の補足説明

・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明には、金融商品の時価に関する重要な前提条件などが含まれる。

(3)金融商品の時価等の情報

原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、時価、およびその差額を開示する。時価については算定方法も記載する。これは、明瞭性を高めることのほか、重要性を加味したものである。

² 市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、ある金融商品に生じ得る損失額の推計値

³ 例えば、金利が1ベースス・ポイント(0.01%)変化したときの価値の変動

ア.全体像

時価情報開示例その1 (製造業の例)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	XXX	XXX	
(2)受取手形及び売掛金	XXX	XXX	XXX
(3)有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券	XXX	XXX	XXX
その他有価証券	XXX	XXX	
(4)長期貸付金	XXX		
貸倒引当金(*1)	XXX		
	XXX	XXX	XXX
資産計	XXX	XXX	XXX
(1)支払手形及び買掛金	XXX	XXX	XXX
(2)短期借入金	XXX	XXX	XXX
(3)社債	XXX	XXX	XXX
(4)長期借入金	XXX	XXX	XXX
(5)リース債務	XXX	XXX	XXX
負債計	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(XXX)	(XXX)	
ヘッジ会計が適用されているもの	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引計	XXX	XXX	XXX

(*1) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(出所)企業会計基準適用指針第19号金融商品の時価等の開示に関する適用指針23頁

時価の例

現金・預金	帳簿価額
売掛金・受取手形	一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値
長期貸付金	将来キャッシュ・フローを、国債利回りに貸付先の信用スプレッドを加えた割引率により割り引いた現在価値
借入金	元利金の合計額を同様の新規の借入れを行う場合の金利により割り引いた現在価値
自社発行社債	市場価格。市場価格がないものについては、残存期間ごとに区分し、元利金を自社の信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値

時価情報開示例その2 (金融業の例)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	XXX	XXX	XXX
(2)営業貸付金	XXX		
貸倒引当金(*1)	XXX		
	XXX	XXX	XXX
(3)有価証券及び投資有価証券			
売買目的有価証券	XXX	XXX	
満期保有目的の債券	XXX	XXX	XXX
その他有価証券	XXX	XXX	
(4)破産更正債券	XXX	XXX	XXX
資産計	XXX	XXX	XXX
(1)短期借入金	XXX	XXX	
(2)コマーシャル・ペーパー	XXX	XXX	
(3)銀行業における預金	XXX	XXX	XXX
(4)社債	XXX	XXX	XXX
(5)長期借入金	XXX	XXX	XXX
負債計	XXX	XXX	XXX
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(XXX)	(XXX)	
ヘッジ会計が適用されているもの	XXX	XXX	
デリバティブ取引計	XXX	XXX	

(*1) 営業貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(出所)企業会計基準適用指針第19号金融商品の時価等の開示に関する適用指針32頁

イ. 有価証券

有価証券については、貸借対照表日における時価の開示に加えて、保有目的ごとの区分に応じ、次の事項を開示する。

有価証券の開示事項

保有目的	開示内容
売買目的有価証券	当期の損益に含まれた評価差額
満期保有目的の債券 ()の開示にあたっては、債券の種類ごとに区分して記載することができる。	()当該債券を、貸借対照表日における時価が貸借対照表日における貸借対照表計上額を超えるものおよび当該時価が当該貸借対照表計上額を超えないものに区分し、当該区分ごとの当該貸借対照表計上額、当該時価およびその差額(下記図表1) ()当期中に売却したものがあ場合には、債券の種類ごとの売却原価、売却額、売却損益および売却の理由
その他有価証券 開示にあたっては、有価証券の種類(株式および債券等)ごとに区分して記載する。 ()の開示にあたって、債券については種類ごとに区分して記載することができる。	()当該有価証券を、貸借対照表日における貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるものおよび当該貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないものに区分し、当該区分ごとの取得原価または償却原価、当該貸借対照表計上額およびその差額(下記図表2) ()当期中に売却したものがあ場合には、売却額、売却益の合計額および売却損の合計額

図表1 満期保有目的債券の開示例(上記図表())

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	XXX	XXX	XXX
	(2)社債	XXX	XXX	XXX
	(3)その他	XXX	XXX	XXX
	小計	XXX	XXX	XXX
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	XXX	XXX	XXX
	(2)社債	XXX	XXX	XXX
	(3)その他	XXX	XXX	XXX
	小計	XXX	XXX	XXX
合計		XXX	XXX	XXX

(出所)企業会計基準適用指針第19号金融商品の時価等の開示に関する適用指針24頁

図表 2 その他有価証券の開示例(前頁図表())

	種類	取得原価又は償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	(1)株式	XXX	XXX	XXX
	(2)債券			
	国債・地方債等	XXX	XXX	XXX
	社債	XXX	XXX	XXX
	その他	XXX	XXX	XXX
	(3)その他	XXX	XXX	XXX
	小計	XXX	XXX	XXX
連結貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	(1)株式	XXX	XXX	XXX
	(2)債券			
	国債・地方債等	XXX	XXX	XXX
	社債	XXX	XXX	XXX
	その他	XXX	XXX	XXX
	(3)その他	XXX	XXX	XXX
	小計	XXX	XXX	XXX
合計		XXX	XXX	XXX

(出所)企業会計基準適用指針第 19 号金融商品の時価等の開示に関する適用指針 25 頁

ウ. デリバティブ取引

現在、デリバティブ取引については、ヘッジ会計が適用されていないものに限り、定量的情報(契約額、時価、評価損益等)の開示を求めている。

しかし、適用指針では、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引についても同様の定量的情報の開示を求めるとしている。

デリバティブ取引については、貸借対照表日における時価の開示に加えて、対象物の種類(通貨、金利、株式、債券、商品等)ごとに、ヘッジ会計が適用されていないものとそれ以外に区分して、次の事項を開示する。

デリバティブ取引の開示事項

ヘッジ会計が適用されていないもの	ヘッジ会計が適用されているもの
貸借対照表日における契約額または契約において定められた元本相当額	
貸借対照表日における時価および当該時価の算定方法	
貸借対照表日における評価損益	
開示にあたっては、デリバティブ取引の種類(先物取引、オプション取引、先渡取引およびスワップ取引等)による区分、市場取引とそれ以外の取引の区分、買付約定に係るものと売付約定に係るものの区分、貸借対照表日から取引の決済日または契約の終了時までの期間による区分等の区分により、デリバティブ取引の状況が明瞭に示されるように記載する。	開示にあたっては、ヘッジ会計の方法、デリバティブ取引の種類、ヘッジ対象の内容等の区分により、ヘッジ会計の状況が明瞭に示されるように記載する。 また、の開示にあたり、金利スワップの特例処理(金融商品会計基準(注 14))および為替予約等の振当処理(外貨建取引等会計処理基準注解(注 7)。ただし、予定取引をヘッジ対象としている場合を除く。)については、ヘッジ対象と一体として、当該ヘッジ対象の時価として開示することができる。

ヘッジ会計が適用されていないものの開示例(金利関連、製造業の例)

(単位:百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	XXX	XXX	XXX	XXX
合計		XXX	XXX	XXX	XXX

(出所)企業会計基準適用指針第19号金融商品の時価等の開示に関する適用指針26頁

ヘッジ会計が適用されているものの開示例(製造業の例)

その1

(単位:百万円)

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期 借入金	XXX	XXX	(*)	

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(出所)企業会計基準適用指針第19号金融商品の時価等の開示に関する適用指針20頁

その2

(単位:百万円)

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的 処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期 借入金	XXX	XXX	XXX	取引先金融機関から 提示された価格 等によっている。
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期 借入金	XXX	XXX	XXX	
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル ユーロ	売掛金	XXX XXX	XXX XXX	XXX XXX	先物為替相場によ っている。
合計			XXX	XXX	XXX	

(出所)企業会計基準適用指針第19号金融商品の時価等の開示に関する適用指針27頁

エ. その他の開示

金銭債権、満期がある有価証券(売買目的のものを除く)については、下記のように、償還予定額の合計額を一定の期間ごとに区分して開示する。

(製造業の開示例)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	XXX			
受取手形及び売掛金	XXX	XXX		
有価証券および投資有価証券				
満期保有目的の債券	XXX	XXX	XXX	
その他有価証券のうち満期があるもの	XXX	XXX	XXX	
長期貸付金	XXX	XXX	XXX	
合計	XXX	XXX	XXX	XXX

(出所)企業会計基準適用指針第19号金融商品の時価等の開示に関する適用指針27頁

社債、長期借入金、リース債務、その他の有利子負債については、下記のように、返済予定額の合計額を一定の期間ごとに区分して開示する。

なお、これまで、社債並びに長期借入金及びその他の有利子負債については、附属明細表において、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を記載することとされており、当該負債の返済予定が最大でも5年内であって、かつ、当該記載が行われている場合には、その旨の記載をもって代えることができる。

(金融業の記載例)社債並びに長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	XXX					
コマーシャル・ペーパー	XXX					
銀行業における預金(*)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	
社債	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
長期借入金	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
合計	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX

(*)銀行業における預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示している。

(出所)企業会計基準適用指針第19号金融商品の時価等の開示に関する適用指針38頁

金銭債務については、貸借対照表日における時価の開示に加えて、約定金利に金利水準の変動のみを反映した利率⁴で割り引いた金銭債務の金額または無リスク利率⁵で割り引いた金銭債務の金額のい

⁴ 貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの利率の変動のみを加味し、企業自身の信用リスクの変化は反映しない利率

⁵ 企業自身の信用リスクは反映しない利率

ずれかを開示することができる。この場合は、算定方法と時価との差額を補足情報として記載する

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品については、その商品の概要、貸借対照表計上額及びその理由の開示が求められる。もっとも、適用指針案では、そのような開示は限定的であると考えられるとしている。

(4)四半期財務諸表における注記事項

適用指針では、「四半期財務諸表に関する会計基準」及び「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」に定められた取扱いを踏襲することとしている。具体的には、前年度末と比較して著しく変動している場合のみ、以下の開示を行う。

四半期財務諸表における注記事項

時価のある満期保有目的の債券	四半期会計期間末における時価及び四半期貸借対照表計上額とその差額
時価のある其他有価証券	有価証券の種類ごとに四半期会計期間末における四半期貸借対照表計上額及び取得原価または償却原価とその差額
デリバティブ取引(ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)	取引の対象物の種類ごとの契約額または契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益

なお、同基準では、最小限の注記項目を掲げており、個々の企業が、金融商品の状況、事業内容や事業形態を踏まえ、これを上回る開示を行うことを妨げるものではない。

(5)適用開始時期

公開草案では、2009(平成 21)年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用するとしていた。

しかし、作成者側の負担を考慮し、2010(平成 22)年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用するものとし、四半期財務諸表に関しては、翌事業年度から適用することを原則とした。ただし、2010(平成 22)年 3 月 31 日以前に開始する事業年度からの早期適用も認められる。

なお、「金融商品に係るリスク管理体制」に関連する、定量的分析に基づく情報及びこれに関連する情報及びリスク変数の変動を合理的な範囲で想定した場合における貸借対照表日の時価の増減額については 2011(平成 23)年 3 月 31 日以後終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができるものとした。